3-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約及び新契約増加率(件数、金額)

1)保有契約

(単位:件、百万円、%、単位未満四捨五入)

		平成23	年度末			平成24	年度末			平成25	年度末	
区分	件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
		増加率		増加率		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	8,018,950	29.7	23,043,182	30.6	9,871,863	23.1	28,480,738	23.6	11,668,254	18.2	33,735,661	18.5
死亡保険	1,762,281	32.5	5,777,930	32.9	2,229,715	26.5	7,330,666	26.9	2,786,768	25.0	9,150,580	24.8
生死混合保険	6,256,669	29.0	17,265,252	29.9	7,642,148	22.1	21,150,072	22.5	8,881,486	16.2	24,585,081	16.2
個人年金保険	887,329	29.2	2,781,529	25.1	1,058,046	19.2	3,194,647	14.9	1,194,072	12.9	3,443,863	7.8
団体保険	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
財形保険	296	11.3	198	50.5	279	△ 5.7	212	6.7	258	△ 7.5	217	2.6
財形年金保険	7	75.0	30	74.7	7	0.0	30	1.9	10	42.9	43	40.6

⁽注1) 財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。

2)新契約

(単位:件、百万円、%、単位未満四捨五入)

_		(一年・11/17)17 が一座が周川田立た											
		平成23年度				平成24年度			平成25年度				
	区 分	件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
			増加率		増加率		増加率		増加率		増加率		増加率
	個人保険	2,123,253	3.3	6,215,473	5.3	2,207,801	4.0	6,515,865	4.8	2,233,907	1.2	6,559,804	0.7
	死亡保険	500,406	11.0	1,669,137	11.9	550,557	10.0	1,848,420	10.7	657,231	19.4	2,180,936	18.0
	生死混合保険	1,622,847	1.1	4,546,335	3.0	1,657,244	2.1	4,667,445	2.7	1,576,676	△ 4.9	4,378,868	△ 6.2
	個人年金保険	210,226	△ 12.2	721,930	△ 12.3	181,965	△ 13.4	633,489	△ 12.3	148,824	△ 18.2	524,095	△ 17.3
	財形保険	57	△ 27.8	1	△ 22.4	47	△ 17.5	1	△ 32.3	34	△ 27.7	1	△ 34.7
	財形年金保険	3	200.0	13	228.0	1	△ 66.7	4	△ 65.1	3	200.0	12	177.5

⁽注1) 財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円、単位未満四捨五入)

_							(+12 - 11	八十世水洞口归五八/
	区分			新契約		保有契約		
	P.	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
	個人保険		2,927	2,951	2,936	2,874	2,885	2,891
	死亡保険		3,336	3,357	3,318	3,279	3,288	3,284
	生死混合的	呆険	2,801	2,816	2,777	2,759	2,768	2,768

⁽注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したも のです。

⁽注3) 財形保険の金額は、責任準備金額です。

⁽注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

⁽注3) 財形保険の金額は、第1回保険料です。

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人保険	35.2	28.3	23.0
個人年金保険	32.5	22.8	16.4
団体保険	_	_	_

⁽注) 年度始保有金額に対する新契約金額の率です。

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人保険	5.4	5.2	5.2
個人年金保険	1.7	1.5	1.5
団体保険	_	_	_

⁽注1) 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率です。

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円、単位未満四捨五入)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人保険	218,620	222,875	230,041

⁽注) 月払契約の年間保険料です。

(6)死亡率(個人保険基本契約)

(単位:‰)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数率	1.06	1.03	1.16
金額率	0.94	0.90	1.00

⁽注1) 死亡率は、分子を死亡発生契約、分母を経過契約として算出した率です。

⁽注2) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の率です。

⁽注2) 経過契約は、(年度始保有+年度末保有+死亡発生契約)÷2を使用しています。

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

				(単位:‰)
区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
 	件数	0.21	0.08	0.08
火台ルに体降	金額	0.19	0.07	0.07
 障がい保障	件数	0.09	0.10	0.12
序// V·床库	金額	0.03	0.03	0.04
 	件数	3.10	3.31	3.40
	金額	0.12	0.12	0.12
 	件数	30.00	31.02	32.40
	金額	0.61	0.64	0.68
傷害手術保障	件数	2.17	2.34	2.48
	金額	0.04	0.04	0.04
疾病手術保障	件数	16.05	17.48	19.60
1大1内于1川 木 早	金額	0.42	0.45	0.50
傷害通院保障	件数	0.33	0.31	0.36
場合地 灰 木	金額	0.00	0.00	0.00
疾病通院保障	件数	1.00	1.14	1.30
徐怀迪阮休倬 	金額	0.01	0.01	0.02
介護保障	件数	0.00	0.00	0.00
八	金額	0.00	0.00	0.00
/信宝 E 扣 1 贮/0 咗	件数	0.07	0.07	0.08
傷害長期入院保障	金額	0.00	0.00	0.00
左左 E 扣 1 贮/0 咗	件数	0.49	0.55	0.63
疾病長期入院保障	金額	0.01	0.01	0.02

⁽注1) 特約発生率は、分子を特約保障発生契約、分母を経過契約として算出した率です。

⁽注2) 経過契約は、(年度始保有+年度末保有+特約保険金10割支払契約)÷2を使用しています。

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
7.53	7.91	8.68

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位:社)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
_		1

⁽注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料 の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
_	_	100.0

⁽注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関に よる格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A以上	_	_	100.0
BBB以上	_	_	_
その他	_	_	_

⁽注1) 格付は各年度末時点のスタンダード&プアーズ社によるものに基づいており、「A以上 |にはA一以上を、「BBB以上 |にはBBB一以上A一未満を記載しています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位:百万円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
_	_	232

⁽注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第三分野発生率	43.9	44.5	44.9
医療(疾病)	32.0	32.6	34.3
がん	_	_	_
介護	20.9	19.6	30.7
その他	99.8	100.2	96.3

⁽注2) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。